

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）</u>に、職員証（第1号様式）を発行する。</p>	<p>第1条 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>（以下これらを「職員」という。）に、職員証（第1号様式）を発行する。</p>
<p>第2条 職員は、氏名を変更し、又は職員証を汚損し、若しくは紛失したときは、速やかに職員証再交付申請書（第2号様式）を管理者に提出し、職員証の再交付を受けなければならない。</p>	<p>第2条 職員は、氏名を変更し、又は職員証を<u>破損し</u>、汚損し、若しくは紛失したときは、速やかに職員証再交付申請書（第2号様式）を管理者に提出し、職員証の再交付を受けなければならない。</p>
<p>第3条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 離職したとき。ただし、離職後引き続き<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される場合を除く。</u></p>	<p>第3条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 離職したとき。ただし、離職後引き続き<u>定年前再任用短時間勤務職員として採用される場合を除く。</u></p>
<p>第4条 （略）</p>	<p>第4条 （略）</p>

(1)～(4) (略)

(5) 離職したとき。ただし、離職後引き続き地方公務員法第28条の4第1項  
又は第28条の5第1項の規定により  
採用される場合を除く。

(1)～(4) (略)

(5) 離職したとき。ただし、離職後引き続き定年前再任用短時間勤務職員とし  
て採用される場合を除く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）（以下「整備等条例」という。）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局職員証発行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する。

3 改正後の規程第3条第4号ただし書及び第4条第5号ただし書の規定は、職員が離職後引き続き暫定再任用職員（整備等条例附則第8条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）として採用される場合に準用する。

（上下水道局総務部職員課）